

船橋市事業者用省エネ最適化診断支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内事業者から排出される温室効果ガスを削減するため、省エネ最適化診断を受診した中小企業者等に対し、予算の範囲内において、船橋市事業者用省エネ最適化診断支援事業補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する者をいう。

(2) 事業所

工場又は事務所その他の事業場をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 この要綱において、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内に所在する事業所において実施する別表1に定める省エネ最適化診断を受診する事業をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助金の交付を申請する年度に補助事業を実施し、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、第1号に掲げる要件にあっては、市長が必要があると認める場合はこの限りではない。

(1) 市税（延滞金を含む。）の滞納がないこと。

(2) 次の各項のいずれかに該当すること。

ア 市内に所在する事業所を所有する中小企業者であること。

イ 年間エネルギー使用量1,500k1未満の市内に所在する事業所を所有する会社法上の会社以外の法人であること。

(3) 船橋市補助金等の交付に関する規則第4条の2に規定する者でないこと。

(補助対象経費と補助金の額)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は補助事業を実施する者が負担した受診に係る費用とし、別表2に定めるとおりとする。

2 前項の補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、船橋市事業者用省エネ最適化診断支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第2号に掲げる書類にあっては、市長が必要がないと認める場合はその添付を要しない。

(1) 市内に事業所を有していることを証する書類

(2) 市税の完納証明書（発行から3か月以内のもの）

- (3) 省エネ最適化診断の受診費用に係る領収書の写し
 - (4) 省エネ最適化診断結果報告書の写し
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 補助金の交付申請については、同一事業所につき1回限りとする。
 - 3 市長は、同条第1項に規定する申請を日ごとの先着順に当該年度の2月末日(土・日・祝日を除く)まで受け付けるものとし、予算の範囲に達した日又は超えた日をもって受付を終了することができる。
 - 4 市長は、前項に規定する予算の範囲を超えた日に申請をしたものにあつては、前項の規定にかかわらず、抽選により補助金の交付対象者を決定するものとする。

(交付等の決定)

第7条 市長は、第6条第1項の規定で掲げるすべての申請書類が提出されたときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、船橋市事業者用省エネ最適化診断支援事業補助金交付可否決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、船橋市事業者用省エネ最適化診断支援事業補助金交付請求書(第3号様式)により、市長に交付を請求するものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第9条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (3) 市が指示する提出期限内に補助金の交付に必要な書類の提出がなかったとき。
ただし、市長が特別に認める場合はこの限りではない。
 - (4) 暴言、暴力その他不正な手段により補助金の交付を強要すると認められるとき。
 - (5) この要綱に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、船橋市事業者用省エネ最適化診断支援事業補助金交付決定取消通知書(第4号様式)により、その者に通知するものとし、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。
 - 3 補助事業者は、前項に規定する請求を受けたときは、速やかに当該補助金を市長に返還しなければならない。

(補助金の返還)

- 第10条 第9条第2項の規定による補助金の返還の命令は、船橋市事業者用省エネ最適化診断支援事業補助金返還命令書(第5号様式)によるものとする。
- 2 第9条第2項の規定に関わらず、補助金の交付の取消しが天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合において、市長は返還すべき補助金額の全部又は一部を免除することができる。

(協力の要請)

第11条 市長はこの要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者に対し、事業効果等に関する資料の提供その他の協力を要請することができる。

(補足)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

補助事業の名称	実施団体名
省エネ最適化診断	一般財団法人 省エネルギーセンター
省エネお助け隊が実施する省エネ診断	省エネお助け隊
省エネルギー診断	一般社団法人 環境共創イニシアチブ

別表2 (第5条関係)

補助対象経費	補助金の額
省エネ最適化診断の受診に係る費用	補助率：補助対象経費の10/10 上限額：21,000円

第1号様式（第6条関係）

船橋市事業者用省エネ最適化診断支援事業補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地
申請者 会社名
代表者職氏名 印

船橋市事業者用省エネ最適化診断支援事業補助金の交付を受けたいので、船橋市事業者用省エネ最適化診断支援事業補助金交付要綱の規定を遵守することを誓約するとともに、同要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

受診する事業所等の名称		
受診する事業所等の所在地		
補助対象経費（税抜き）	円	
交付申請額	円	
常時使用する従業員の数	人	
個人事業主の方は生年月日を記入	【生年月日】 年 月 日	
担当者	所属	
	氏名	
	電話番号	
	E-mail	

【注意事項】

当該補助金の交付を受けた者は、市長から省エネ最適化診断の実施効果に関する資料の提供を求められたときは、これに協力しなければならない。

第2号様式（第7条関係）

船橋市事業者用省エネ最適化診断支援事業補助金交付可否決定通知書

船橋市環政指令第 号
年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付けで提出のあった船橋市事業者用省エネ最適化診断支援事業補助金交付申請書に係る補助金の交付について、下記のとおり決定しましたので船橋市事業者用省エネ最適化診断支援事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 交付します。

交付決定額	金 , 円
-------	-------

2 交付しません。

理由

第3号様式（第8条関係）

船橋市事業者用省エネ最適化診断支援事業補助金交付請求書

年 月 日

船橋市長 あて

申請者	所在地	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	印鑑
	商号又は名称		
	代表者職氏名		

交付決定のあった船橋市事業者用省エネ最適化診断支援事業補助金について、同補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

指令年月日	年 月 日
指令番号	船橋市環政指令第 号
請求金額	金 , 円

振込先 金融機関名	<input type="checkbox"/> 銀行	<input type="checkbox"/> 本店
	<input type="checkbox"/> 金庫	<input type="checkbox"/> 支店
	<input type="checkbox"/> 組合	<input type="checkbox"/> 出張所
口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 ・ <input type="checkbox"/> 当座 (該当する種別にチェック)	
口座番号	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	
※口座番号が6桁の場合は、頭に「0（ゼロ）」を加えて7桁にしてください。		
口座名義 (カタカナ)		

【注意事項】

- ・ 太枠内のみ記入し、漏れがないようにしてください。
- ・ 申請書（第1号様式）に押印したものと同一印鑑を使用してください。
（申請書と異なる印鑑を使用している場合は、受理できません）
- ・ 様式サイズは、日本産業規格に基づくA4サイズとしてください。
- ・ 口座番号が6桁の場合は頭に「0（ゼロ）」を加えて7桁にしてください。

第4号様式（第9条関係）

船橋市事業者用省エネ最適化診断支援事業補助金交付決定取消通知書

船橋市環政指令第 号
年 月 日

様

船橋市長

年 月 日付けで、船橋市環政指令第 号をもって交付決定した船橋市事業者用省エネ最適化診断支援事業補助金については、下記のとおりその全部（一部）を取消したので、船橋市事業者用省エネ最適化診断支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

1 取消しの内容とその理由

2 取消した補助金の額 円

第5号様式（第10条関係）

船橋市事業者用省エネ最適化診断支援事業補助金返還命令書

船橋市環政指令第 号
年 月 日

様

船橋市長

船橋市事業者用省エネ最適化診断支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり補助金の返還を命ずる。

返還すべき金額	金 , 円		
返還期限	年 月 日まで		
返還理由			
返還方法			
決定年月日	年 月 日	番 号	船橋市環政指令第 号
交付決定額	金 , 円		
既交付額	金 , 円		